

第 1 回明石市住民投票条例検討委員会 会議録

日 時	平成 2 5 年 8 月 2 1 日（水）午後 6 時 3 0 分から午後 9 時まで	
場 所	明石市役所議会棟 2 階大会議室	
出席者	委員	角松生史会長、久保はるか副会長、澤田瑞顕委員、丸谷聡子委員、杉本智子委員、高原知子委員、船津憲二委員、木村政司委員、松本誠委員、林芳樹委員
	市	泉房穂市長、森本哲雄総務部長、小川悦司総務部次長（住民投票担当）、根兵正邦法務課長、新田守法務課係長、森太郎法務課事務職員
傍聴者	1 3 名	
審議事項	・ 会議の運営方針について ・ 住民投票条例の検討にあたって ・ 住民投票条例の検討項目と論点について ・ 今後のスケジュールについて	
配付資料	・ 次第 ・ 資料 1 諮問書 ・ 資料 2 明石市住民投票条例検討委員会委員名簿 ・ 資料 3 明石市住民投票条例検討委員会条例 ・ 資料 4 会議の運営方針について ・ 資料 5 明石市市民参画条例 ・ 資料 5-2 明石市市民参画条例施行規則 ・ 資料 5-3 審議会等の運営及び委員の選任に関する要綱 ・ 資料 6 明石市情報公開条例第 1 1 条抜粋 ・ 資料 7 住民投票条例の検討にあたって ・ 資料 8 全国の常設型住民投票条例の制定状況 集計結果 ・ 資料 8-2 全国の常設型住民投票条例の制定状況 ・ 資料 9 住民投票条例の検討項目について ・ 資料 1 0 今後の検討委員会の開催スケジュールについて ・ （資料 7 の参考資料 1）平成 2 5 年 1 月 1 5 日号広報あかし折込紙 ・ （資料 7 の参考資料 2）住民投票制度についての市の基本的な考え方について ・ （資料 7 の参考資料 3）住民投票制度の条例化に向けた意見募集結果（市ホームページ抜粋）	
事務局	明石市総務部法務課	

※ 委員の発言は、委員が所属する団体等の立場を反映するものではなく、委員個人としての意見です。

開 会

1 委嘱状の交付

2 諮問・市長あいさつ

明石市自治基本条例第14条第3項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定める（仮称）明石市住民投票条例の論点について、下記のとおり諮問いたします。よろしくお願いいたします。

まず、それぞれお忙しいお立場、さまざまな状況の中、今回この委員会の会長、副会長、委員をお引き受けいただきましたことを厚く御礼申し上げます。本当にありがとうございます。

皆さん御案内のとおり、まさに皆さんにお願いしているこの諮問事項は、明石にとって本当に重要な大きなテーマでございます。3年半前の自治基本条例制定からずっと時間もたってまいりました。そういった中で市民の関心も高く、明石市のまさに大きなテーマであります、この住民投票に関しまして、本当に忌憚のない議論をお願いしたいと思っております。

市長といたしましては、皆様方の十分なる議論を踏まえた答申をしっかりと最大限尊重をして対応していく所存でございますので、十分なる議論を尽くしていただき、一定の結論と言いますか、一定の方向性をぜひお示し願いたいと思います。

繰り返しになりますが、市長といたしましては皆様の出していただいた一定の方向性、答申を最大限尊重するという気持ちでございます。よろしくお願いいたします。

3 委員紹介・事務局紹介

4 住民投票条例検討委員会条例の確認

5 会議の運営方針について

- ・明石市住民投票条例検討委員会条例の概要について、資料3に基づき事務局から説明
- ・会議の運営方針について、資料4に基づき事務局から説明

【A委員】

資料4の会議の運営方針についての会議録についての2で、作成に当たっては発言者氏名等の非公開情報を除きと記載されていて、会議録に発言者氏名を載せないという意味だと理解をしました。明石市の審議会等では発言者名を載せていない会議録が比較的多いですが、今日では会議録で発言者を明示するというのは、国の諸会議、兵庫県の会議、あるいは他の自治体の幾つかも含めて

当然になっています。ここでは発言者氏名等の非公開情報と記載をしてありますが、先ほど例示された各根拠条例等々を見ても会議録に発言者の名前を書くことが非公開情報であると記載したところは、私は一応チェックしましたが、見当たらないはずです。

特にこの委員会は、極めて重要な、条例に基づいて設置された検討委員会です。いわばその委員は準公職という位置づけをされるのですから、自分の発言には責任を持つ。だれの発言かわからないような会議録というのは意味をなさないのではないかと思えます。もう今日の時代の流れを見れば、発言者氏名というのはきちんと明記して書くということを前提にしなければまずいのではないかと考えますので、ぜひこの点に関しては修正をお願いします。

【会長】

A委員から会議録には発言者氏名を記載すべきではないかという御意見がございました。

まず、法的な点について事務局に確認をさせていただきたいのですが、これはこの委員会で記載するということにすれば記載してそのまま公開することができる、また情報公開条例でもそのように対応することになるということでしょうか。こちらで決めていいマターだということでしょうか。

【事務局】

このことについては、情報公開条例における個人情報として、あるいは審議内容等について非公開情報が出てきた場合ということも想定をして、会議録における発言者氏名等については、非公開を提案させていただいておりますが、審議会として委員の皆さんが御了解ということであれば、この条例に基づく運営に関しての必要事項として取り扱って決めていただくことができると考えております。

【会長】

A委員からの御提案につきまして、何か御意見等ございますか。

【A委員】

今の事務局の説明の中で、明石市の情報公開条例で氏名は個人情報という説明がありました。

確かに情報公開条例の中に個人にかかわる情報というのはありますが、会議録、公的な会議録で公的、準公的な人間が発言する発言者名を明記することは非公開情報であるとは、どこからどう見ても言えないはずです。

要するに、会議録の発言者名が個人情報である、非公開情報であるという取り扱い、法的に誤った解釈ではないかと思えます。

【会長】

わかりました。法的に誤った解釈かどうかはさておき、先ほどの事務局の説明では、この委員会として決めていいということでした。この委員というのも拝命した公職ですから、その観点から名前を出すという考えが一方にあり、他

方で円滑率直な意見交換を保障するために名前は出さないほうがいいという、2つの考え方が多分あるだろうと思いますので、各委員の皆さんの御意見を伺って決めさせていただければと思います。

何か御意見等はございますか。

【B委員】

今までは、円滑な議論を進めるという視点で、大体、発言者の名前を控えてきたわけですが、A委員が言われたように、発言者名を出さないことがあたかも当然というの、時の流れとしてはどうかと思うので、私、個人としては、発言者の名前を発表していいのではないかと考えております。

ただ、これはお一人お一人伺ってもらわないと、ぜひ聞いていただきたいと思います。

【C委員】

私は、個人的には別に名前を出していただいて何も問題がないのですけれども、この委員名簿も同時に公開されますよね。例えば、私は一市民として参加していますからいいのですが、何かの代表で出てこられている方は、その団体がそう考えているのではないかというように見た方に取られたりするというような心配はないのかなということを思います。

【会長】

先ほどB委員からありましたとおり、委員お一人一人にかかわるマターでございますので、全員の意見を拝聴したいと思います。お願いできますでしょうか。

【D委員】

色々な考えができると思います。例えば、質問をして、それに対して誰々が答弁したということについては、これは委員が言われるように、大々的に、そのまま出してもいいと思うのですが、やはり自由に討論をしようということであれば、今どなたか言われたように、その団体を代表して出てきているという方も中にはおられるので、その団体がそのような考えなのだろうかというように誤解をされるということも危惧されるのではないかと。

私がこういう発言をすれば、団体の代表の声だと取られるとまずいなということで、なかなか思い切ったというか、自分の素直な気持ちが出せないというようなことも出てくるのではないかと思います。

したがって、私が言いたい結論は、名前まで出さなくてもいいのではないかとということです。

【E委員】

私も団体の代表で来ているわけですけど、今まさに委員が言われたように、全く一切この住民投票に関して相談とかはもちろん何もしていません。相談をするという時間的なものがある場合はいいですけど、私個人の発言ということもありますので、やはり勘違いされる可能性があるのではないかと。そのあたり

が気になります。今までいろいろな市の会議に出ましても、委員の名前まで出していませんが、Aさん、Bさんという程度ではダメなのでしょうか。

【F 委員】

私も円滑な会議が進められるように非公開として、名前を出さなくていいという意見です。名前を記載することで問題が生じるということはないと思うのですが、今までいろいろな会議の議事録とかを見ていましても、一つ一つ書いてあることは少ないのもありまして、公開しなくても良いと思っております。

【G 委員】

私は、名前は公になって何の問題もないと思います。私は一応、団体の人間ですけども、私の名前があって、それが団体の意見だというふうにまず受けとめる人はそういないだろうと思います。それはGという個人がしゃべっていることで、団体を代表する意見ではないというふうに、社内的にも当然そう受けとめるでしょうし、読まれた方もそう思うでしょう。

かつ、ここで取り上げるテーマが、何かの特定の団体なり地域なりの利害得失に絡むようなことであればかなり慎重な発言になると思いますけども、もう少しこう広くかかわってくるテーマですから、発言が何かの団体にこう得になるような結論になるということはちょっと考えにくいので、私は名前を出すことには何の抵抗もありません。

【H 委員】

私も団体の代表となっておりますが、現実には、小さな団体の一代表にすぎません。県の環境審議会委員をさせていただいていた経験がありますが、その時は、名前も普通に出ておりましたので、ネット上に自分の名前が出て発言することに私自身はそんなに抵抗はありません。それに名簿を見れば、推測すればだいたい誰が言っているのかわかります。また、常に地域の子供たちに対して恥ずかしくない発言をしなければと思っていますから、名前を載せていただいても大丈夫です。ただ、名前を載せるということであれば、思わず言ってしまったけれど、ここは思いとはちょっと違うということとは削除をお願いできるなど、私たちの方で内容を精査するゆとりを持っていただきたいです。そして、事務局の方でも複数の方で精査していただいて、間違いなく修正したものをアップしていただくようなご配慮をいただけるのであれば、名前が出るということとは構わないと思っています。

【I 委員】

個人的に言えば、どちらでも構わないですけども、一般的に言いますと、確かに名前を出したほうが責任を持って発言ができるということはあるのですが、他方で一般的に名前を出さない場合がどういう場合かと言うと、例えば、政治的に対立、政治的な話題になったときだとか、発言によって外部から何らかの非難を受けるような性質のものであるとか、そういうことなのかなという気がします。

この議題がそうなのかどうかというのは始まってみないとわかりませんし、何とも言えないです。

【会長】

御意見を伺っていますと、慎重になるべきだという議論として、団体の意見と受け取られてしまわないかということと、円滑な議論のためには発言者をAさん、Bさんと記載し、二度目の発言はAさんで特定できれば十分ではないかという御意見がありました。それに対して、恐らく特定の団体の利害得失に絡むようなことが案件になるわけではないと思うのでさほど問題にはならないのではないかという御意見、また円滑な議論という点について言えば、責任持って発言するという意味があるのではないかというご意見が出たかと思います。

委員の方々に、一方では特に団体代表者の方々の立場をどのように御配慮されるかということ、他方では特にE委員のほうでこの案件がさまざまな団体との関係で何か困ったような事情があり得るかどうかということをお尋ねできればと思いますが。

【A委員】

会長、その前に先ほど御懸念がある部分ですが、G委員からも御指摘がありましたが、ここの資料2にある10名の選任された選任区分というのはどのようなメンバーを入れるかということの選任の枠組みで入れてあるにすぎないのですね。

所属、役職というのは、いわばその団体の利害を代表して団体の意見を述べるというのではなくて、そういう団体のそういう役職をしているということであって、この場では個人としての意見を述べられるということで、H委員からあったようにするならば、団体の各委員は必ず持ち帰って、委員会のたびに持ち帰って議論をしてやらないと前へ進まない。そうすると団体代表者が集まった会議のように、では持ち帰って次回にまたなんていうふうな間延びした議論になってしまう。この委員会は決してそうではないと思うのです。それぞれの団体に所属しておられる方は団体に所属はしているけども、あるいはそういう役職を持っているけども、あくまでもここではそういう立場から個人としての意見を述べるというのが建前になっているはずです。

それをあたかも団体の意見を言っているというふうになるというのは、やはりこの委員選任あるいは委員会の位置づけで問題を残します。今私が申し上げたような位置づけは明確にした上で、名前の取り扱いをしてもらうほうがいいのではないかと思います。

【会長】

団体の代表という点で、慎重にという御意見を述べられたのはE委員とD委員だったかと思いますが、今の点はいかがですか。

【E委員】

私は、名前が出ないからいいかげんなことを言おうという気は、もちろん全

くありません。

どんな内容が話の途中で出てくるか、それはちょっとわからないわけですよ、はっきり言いまして。もしかかわるようなことがある場合、これは外してくださいと、はっきり明言して外す。私は、団体の代表で出ているとはいうものの、各団体の役員関係の方がやはり見ると思うのです。そのときに団体の考えのものがぼっと私の口から出てというようなことになるかも知れません。だからあくまで先ほどA委員が言われたように、これは個人の意見で、全く団体とは関係がないということの明記も必要だと思いますし、それを十分にやってもらわないと、会長はそのような考えでいるのかということと言われますと、私も非常に立場上困ることがあると思います。そのあたりは非常に難しいので、できればAさん、Bさんではだめなのかなという気がします。だれの発言か大体わかると思うのですが。

【B委員】

先ほど私は、個人としては、別に構わない。だけど全体の中で慎重意見が仮に起きれば、それでもこれまた構わない。

ただ、これが一旦テーマになった以上、今日結論を出さないことには今後のことが前に進みません。だから最終的には会長からぜひ結論を出していただきたい。あまり強行に、例え何人かでも皆さんが名前を出さないでほしいということであれば、私はまだ個人的にはそれでも構わないと思っている。自分を出してもいいというだけであって、全体の中でそう強引にやる必要もないと思っています。

ただ、結論は出してほしい。お願いします。

【D委員】

私も個人的には、いろいろな場、例えば新聞を見ても、この記事はだれが書きましたとあります。そういうところから見ても、個人的に言うと、名前を出してもいいかなと思うのですが、今いみじくもE委員が言われたように、代表として出てきているところ、我々は個人の意見を堂々と述べたらいいいというふうに理解はしていますけれども、やはり名前が出て、この人がこういうことを言っている、ああいうことを言っている、それを例えば、E委員のところで申しわけないですが、団体の役をしている方が、会長はそんな考えでいたのかというようなことがもしあったとしたら、その後やはり意見が言いにくくなると思うのです。そんなことを考えたときには、もう本当にAさん、Bさんでいいのではないかなというような気がします。A委員のおっしゃること、G委員のおっしゃること、そのとおりだと思いますが。

やはり自由に自分の考えを素直に発言できるような場にしておこうということであれば、私はこう考えたほうがいいのではないかなという気がします。

【会長】

今のお話を伺ってしまして、私としましては、仮に名前を出すとする場合、

3つの条件が必要なのではないかと考えました。

まず、ここで発言される意見は個人としての意見であって団体としての意見ではないということを何らかの形で非常に明確にすることが第1点。

第2点としまして、H委員から出た意見ですが、うっかり口走ってしまった言葉がひとり歩きしないように、議事録公開前に内容を精査することが必要だということ。

3番目は、これからどのような内容が審議されるかわからない部分がありますが、内容によっては特定の団体の利害にかかわり、非常にセンシティブになるべき必要があることもあるのではないかと思います。そのときには柔軟に、かつ団体の代表の立場を十分に尊重して、案件によって非公開にしていくべき場合があり得るのではないかと。

以上3つの条件を付けた上であれば公開することも可能なのではないかと私としては考えたところですが、皆さんいかがでしょうか。

【F委員】

団体の代表でなく、むしろ円滑な議論という立場から、慎重にという御意見が述べられたと思いますが、いかがですか。

【B委員】

この検討委員会で一体何が検討されるのかということは、この資料9の「住民投票条例の検討項目について」に目を通せばある程度わかります。この団体の代表の個人的意見が役職の関係でそうなるということかと思いますが、何らかの利害関係が生じたりするようなことはほとんどないのではないのかなと思います。この住民投票条例をつくるために必要な項目の方向性を示すというのが我々の任務ですから。そういう意味から言うと、あまり拡大解釈はしないでいいのではないかと。あくまで13ないし15項目ぐらいの項目について、一つ一つ答えを出していくということだと思いますので、私個人としてはオーバーに考える必要はないと思っています。

【会長】

私自身もそういうことはさほどないのではないかと考えていますが、何が出てくるかわからないということも一方ではありますので、やはりそのときには極力、特に団体の代表の方々が困った立場にならないように配慮すべきではないかという趣旨を申し上げたということです。

F委員、今の点いかがでしょうか。

【F委員】

いろいろな意見があると思いますが、私は自由にいろいろなトークをして、それぞれの意見を出したいというのが一番に来るので、それを重視して、公開して後でどうこうなるということになるとまた考えてしまうので、やはり非公開のほうが私にはいいと思います。

【A委員】

会長が提案された3つの条件ですが、1つ目の個人の意見であることを明確にするということについては、この会のメンバーの一覧を見ればもう明らかです。いわゆる団体の代表として選ばれているというのは、ごくごく一部にすぎない。具体的に言えば、団体の代表としての枠組みから選ばれたのはお一人だけです。もし団体の代表が、団体の意見を述べるとするのであれば、このメンバー構成を変えなければいけない。その団体が出てないような、利害を代表するような人がいないような会議で、物事を決めていくわけにはいかないわけですから。だからこの会議はあくまでもその団体に所属をしているけど、そういうところからの個人的な発言、個人の意見としての議論をする場だということではもう明らかであると思います。

2つ目ですが、うっかりしてこれはまずいな、出たら困るなということは、これは会議の運営方針の中に確かあったと思うのですが、多分、会議録を事務局が作成して、一旦各委員にお目通しいただいて、修正等々、まずいところは、修正を加えたり、あるいはこの発言については記録から削除してほしいとかというようなことで処理できるとなっているわけです。だからこの件に関しても手順の上では全く問題がないと思います。

3点目ですが、内容によってはそうですね。特に、ここの問題だけは会議録から除いておこうというようなことも、その都度合意しておけば何ら問題ないわけであります。それよりも個々の人たちが責任を持った発言をし、そうした記録が残るとするのがより大事だと思っております。

それから、自由に意見を述べるためには個人の名前が出ないほうがいいというのは、私から言わせれば少し違う次元だろう。名前が出るとしゃべれないということになってきたら、実はこの公的な、半公的な委員会に、あるいは委員として出た意味がなくなってきます。会議自体は公開になっていて、傍聴者は幾らでもここで聞くことができるわけですから、少なくともこの場で議論することはきちんとした公の発言として覚悟して臨まなければいけない。

それ以外の話は、何しろ1年間の長丁場ですから、また会議以外のところで意見交換をさまざまな形で、やればいいのかと私は思います。

【会長】

先ほどB委員からもありましたように、これを決めないと先に進まないのです、決めるしかないと思います。A委員の御提案も、先ほど私が申し上げた3つの点については、言うまでもない当然のことだということで、その趣旨に反対ということではないと理解してよろしいですか。

先ほどF委員が慎重な御意見を述べられたということもありますので、もう決めなければならないということで、多数決とさせていただくということでもよろしいでしょうか。

提案としましては、先ほど私が申し上げた3つの点に十分留意した上で会議録の氏名は公開とするというものです。賛成の方が多かった場合はそのように

して、反対の方が多かった場合は従来どおり非公開とするという選択肢で行わせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【会長】

それでは、3つの点を留意した上で公開とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【会長】

挙手6ですね。

では、賛成多数と認め、氏名は公開とすることとし、3つの条件をどのように明文化するかということは、事務局と私のほうに御一任をいただければと思います。

そのほかの点につきまして、この会議の運営方針について御意見はございますか。

それでは、氏名の点を除きまして、資料4のとおりとさせていただきます。

続きまして、次第の6番目、「住民投票条例の検討にあたって」に進みたいと思います。

議論を始めるに当たって共通理解を持っていただくように、これまでの経緯、常設型住民投票条例の制定状況、住民投票の実施状況、実施の流れ等につきまして、事務局から御説明をお願いします。

- ・住民投票条例の検討にあたってについて、資料7に基づき事務局から説明

【角松会長】

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見、御質問等はございますか。

【松本委員】

これからの会議でどのような形で資料の補足、補強説明が行われていくのかということもよくわからない状態の中で、少し希望をお伝えしておきたい。

1つは、24ページからの山陽小野田市の例をとって、住民投票の流れ、常設型住民投票の場合の流れを御説明いただいたのですが、お聞きしていて、私自身はこのフローを嫌というほど昨年体験してきましたから、基本的には頭に入っているのですが、辛うじて小野田市の場合はどうだったのかということが追いかけられたのですが、あまりこういう住民投票の流れについて御承知のない方にとっては、少し早過ぎてわからなかったのではないかとことを懸念します。できれば、もちろんこれだけ詳しい資料がありますから、資料に基づいてでもいいのですが、例えば、前で画面も見ながら、もう少しスピードを緩めて

丁寧にやってもらったほうが皆さん全員にわかりやすいのではないかと感じましたので、よろしくお願いします。

それから、資料 8 並びに資料 8－2 という形で膨大な資料を用意していただき、大変ありがとうございます。

これを読んでいくについても、できればこの山陽小野田市のケースとは異なるパターン、そうは言っても常設型住民投票条例に基づく実施事例がまだまだ少ないですから、それほどないですけれども、幾つかのパターンを、できれば違うパターンとして紹介できるようであれば、それもしていただいたほうがいいのではないかと感じました。どのパターンがいいのかというところまで今日私のほうから御提案するに至りませんが、それはこの全国の 49 事例を、あるいは 51 自治体の事例を整理された事務局のほうにむしろ御承知かと思いますので、できればそれを次回あたりでもう少し補強をしていただければいいかなという感想を持ちました。

【角松会長】

もう少しスピード緩めてということでした。情報量が膨大なのでなかなか難しいところがあると思いますが、今後、各検討項目を検討する際に、もともとのフローのあり方等についても論点を戻しながら進めていくということができるかなと思います。

違うパターンということですが、今日、後のほうで御提案をさせていただこうと思っていたのですが、今日議論するさまざまな項目等について、委員の皆様には何かお気づきの点などがありましたら、後で御意見をまとめて事務局のほうに出していただきたいと思います。その中で例えばこんなパターンもあるのではないかと御指摘などをいただけると、むしろ円滑に進むのではないかと思いますので、御協力のほどお願いできればと思います。

他に何かございますか。

【角松会長】

後で具体的に検討項目を聞いた上で、今度は資料 7 がわからなくなったということもあるかと思いますが、そのときには戻っていただければと思います。

では、その前提の上で次に移りたいと思います。

次第の 7、「住民投票条例の検討項目と論点について」、事務局から説明をお願いします。

- ・住民投票条例の検討項目と論点について、資料 9 に基づき事務局から説明

【角松会長】

15 項目にわたりまして、それぞれの論点、現段階の考え方を説明いただきました。

今回この資料を出させていただいたのは、どのような項目が本委員会で検討

を要する項目あるいは論点であるかということについて認識を共有し、かつ御意見を伺いたいということです。

また、一番右の欄にはたたき台としての考え方というのを示すという方針をとらせていただきました。これはあらかじめ考え方を示したほうが委員の皆さんが意見を出しやすいのではないかと考えたからであり、言うまでもなく、この考え方をもって今後の議論の方向性を拘束するという趣旨では全くありません。

今日大事なのは、これらの項目、論点以外に検討すべき項目や論点がないかということです。そういった点がありましたら、この場で御指摘いただいても、また資料を精査いただいて、後日、事務局にお伝えいただくということでもよろしいかと思います。次回までには当委員会として検討すべき項目が確定しているということを目指したいと思います。

では、船津委員、何か先ほど御意見があったと思いますが。

【船津委員】

まず、この検討項目の一覧表をつくってほしいです。ものすごく長いですから、一目でわかる箇条書きにした検討項目を次回出していただきたいと思います。

それから、1点だけ質問があるのですが、60ページの検討項目としては意見表明方法の中で、（４）投票資格者以外の住民の意思の把握を行うかというところですが、埼玉県富士見市では、投票資格者以外の住民にも住民投票と同日に別途投票してもらい、その意見の把握に努めるようにしている。ただし投票結果はあくまで参考扱い。どうも意味がよくわからないのですが、そもそも投票資格者以外の住民にも同じように投票してもらい、その意思を把握するように努めるという目的をもう少し詳しく説明していただけないか。

【角松会長】

事務局に確認ですが、1点目の検討項目の一覧表については、つくるという方向でよろしいですね。

【事務局】

はい

【角松会長】

2点目について、御説明をお願いします。

【事務局】

この埼玉県富士見市ですが、資料8-2の32ページ、真ん中あたりに富士見市の記載がありますので、ご覧ください。平成14年に住民投票条例を制定されています。

投票資格者要件として、20歳以上、日本国籍を有する方だけという要件になっています。

平成14年の制定当時は、投票資格者を18歳以上としている自治体も少な

く、投票資格者は有権者に合わせたのではないかと推察いたします。

条例上、投票資格者は20歳以上の日本人ということですが、18歳、19歳の日本人と18歳以上の外国人の方、担当者にお聞きすると264人いるようですが、その意思も参考として確認するために規定を設けたと推察します。

18歳以上の意見も聞きたいということであれば、投票資格者の年齢をそのように変えたらどうかと思いますが、富士見市さんのお考えもあるようで、現状ではそのようにはされていません。

平成15年10月26日にこの条例に基づいて、2市2町の合併の是非を問う住民投票が行われています。2市2町は富士見市と上福岡市、大井町と三芳町です。

そのときに、先ほど申し上げた18歳、19歳の日本人と18歳以上の外国人の方の投票も実際にされたということです。

【船津委員】

これ以外は本当にうまくまとめていて、読めばすべてわかります。ここだけ何回読んでも意味不明。本来は、投票資格要件を変えたらいいが、他の自治体のことだから我々はとやかく言えない。いずれにせよ、この部分だけは非常に表現がわかりづらいので、今後もこういうことがあろうかと思いますが、この点はもう少しわかりやすくなるようにお願いしたいと思います。

【角松会長】

今の点ですが、例えば投票資格要件を18歳以上にすると、18歳以上の人はみんな集計されるということになりますが、富士見市のやり方では、投票資格要件は20歳以上で、20歳以上の人の意見と18歳、19歳の人の意見を別に聞いて集計するという形になってくるということですね。

【船津委員】

そうですね。本当は変えたらいいと思いますが、よそのことですから我々は言えませんからね。

【角松会長】

他に御質問、御意見等はございますか。

【久保副会長】

検討項目のリストのことですが、次回確定するということですのでけれども、どういう順番でしていくのかということも次回確定するということでしょうか。時間も限られていますので、重要なものから検討していくということになると思うのですが、それとも事務局の方から何か提案をしていただけるのでしょうか。

【角松会長】

恐らく具体的項目が見えてこない順番の議論がどうなってくるか見えないところがあります。

ただ、議論の順番を議論するのに時間を使うというのは非常によろしくない

と思いますので、できれば次回でめどをつけるようなところまでいきたいと思っています。

【船津委員】

検討項目の一覧表ですが、これはすぐできると思いますので、先ほど次回と言いましたが次回では遅いので、でき次第発送していただきたい。検討項目について、自分なりの意見をまとめる参考にしたいと思いますので、お願いします。

【角松会長】

イメージとしては、項目と論点だけが挙がっているようなもののほうがシンプルでわかりやすいということですかね。

【船津委員】

シンプルでいいのです。説明はここに詳しくありますので、ぱっと一目で全体がわかるもの。

【角松会長】

一覧性が高いものということですね。

【船津委員】

そうです。お願いします。

【角松会長】

よろしいですか。

【事務局】

わかりました。速やかに作成し、送付します。

【角松会長】

他にありませんか。

よろしいですか。なかなか膨大な資料ですので、お持ち帰りいただいて精査していただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、このほかに検討する項目をどんどん出していたくのが今の段階で一番重要だと思いますので、お持ち帰りの上、これも検討したほうがいいという御意見があればぜひそれを出していただきたいと思います。

また、個別の項目について、特にこの項目について私はこういう意見を持っているという各委員の方々のお考えを知っているほうが有効に議論をしやすいと思いますので、そういう点があればその点も含めて事務局に出していただければと思います。

ただ、すべての項目について意見を述べてくださいという趣旨でありませんので、ここについて意見が言いたいということに絞って述べていただければ結構かと思います。

事務局からの原案では、9月4日水曜日、2週間後までに事務局に出していただければとなっていますが、それでよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【角松会長】

それでは、今の点についてどうぞよろしくお願いします。

また、事務局の方で、項目一覧表の作成及び早期の送付をお願いします。

それでは、次第の８番目、今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

- ・今後のスケジュールについて、資料１０に基づき事務局から説明

【角松会長】

なかなか難航いたしました。第２回から第４回までの日程が決まりました（第２回：９月３０日（月）、第３回：１１月１１日（月）、第４回：１２月２１日（月）いずれも午前９時から）。御出席のほどよろしくお願いします。

委員の皆様には、活発な御議論をいただきながら、年明け第５回の会議で中間まとめ、来年７月に答申ということを目指して進めていきたいと思っておりますので、ぜひ御協力お願い申し上げます。

事務局の方から連絡事項等がありましたら、お願いします。

- ・本検討委員会の資料については、市民の方にご覧いただけるよう、行政情報センターと３市民センター、２図書館と２８の小学校コミセンにも設置することを事務局から連絡

【角松会長】

先ほど会議録を原則氏名公開という形で作ることを審議いただきましたが、それを決める以前の発言については、匿名での処理を提案させていただきたいと思っております。会議録の氏名について、そのような提案を受けて匿名で議論をして、それから公開することに決めたということで、それ以降公開という扱いにさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし

【角松会長】

では、そのようにさせていただきます。

それでは、これをもちまして、第１回明石市住民投票条例検討委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。